

仕 様 書

委託業務の名称 粗大ごみ等積載業務（匝瑳中継施設）

委託業務の箇所 匝瑳中継施設（匝瑳市松山107番地）

この仕様書は、粗大ごみ等積載業務（匝瑳中継施設）の概要を示すものであり、受注者は現状に応じて、ここに記載されていない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

1 業務の目的

匝瑳中継施設に搬入される粗大ごみ等積載業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 発注者所有の重機（油圧ショベル）を操作し、粗大ごみ等積載の作業を行う。
- (2) 重機操作による作業が無いときは、一般廃棄物の受け入れの補助作業を行う。
- (3) 上記(1)、(2)に付帯する業務を行う。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 業務に必要とされる要件

- (1) 使用重機の運転にあたって、「車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」修了者で、適切な運転技術がある者を配置できること。
【使用重機：油圧ショベル312】
※使用重機については、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 労働安全衛生法に基づく運転手の適正な健康管理が図れること。
- (3) 運転手が休暇取得、病休その他事故等の際、代替運転手による業務の確実な履行が図れること。
- (4) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- (6) 自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の6に定める基準に基づき他人に委託して受託業務を実施する者であること。

5 人員及び作業実施基準

- (1) 業務にあたっては、原則として、1日につき作業員1名以上配置すること。なお、発注者に対して人員配置計画を示すこと。
- (2) 使用重機の始業前点検を常に行い、万全の注意を払うこと。重機に異常が生じた際は、直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 使用重機については、適宜清掃を行い、常に清潔を保つこと。
- (4) 作業日毎に別添「作業日報」に所定事項を記載し、発注者へ提出すること。

6 作業日及び作業時間

- (1) 作業日 原則日曜日を除く毎日。
但し、年末年始(12月30日から翌年1月3日までの間)を除く。
- (2) 作業時間 原則午前8時30分から午後4時15分まで
ただし、1日あたり実労働時間6時間45分の範囲で始終業時間を協議により変更する場合がある。

7 経費の負担等

- (1) 使用重機の維持管理(消耗品交換等)、保険料及び修繕に係る費用については発注者が負担するものとする。ただし、受注者の故意により使用重機に故障等の損害が発生した場合は、その修繕に係る費用は受注者が負担するものとする。
- (2) 使用重機への燃料費用については発注者が負担するものとする。
- (3) 使用重機の保険(自動車損害賠償責任保険及び公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済(任意保険))については、発注者が加入するものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、災害、事故、その他やむを得ない理由により業務に支障が生じ、または生じる恐れがあるときなどの緊急時には、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 業務作業中、万が一事故が発生した場合は、受注者の責任においてその解決に努めること。また、受注者の故意又は重大な過失により発生した事故によって、発注者及び第三者に危害及び損害を及ぼした場合には、速やかに復旧し、それに必要なすべての費用を受注者が負担すること。
- (4) 異常気象等の天災により安全な業務の履行が困難な事態が予想される場合は、発注者と受注者による協議の上、作業日及び作業時間の変更並びに業務の休止をすることができるものとする。なお、業務の履行が困難な状況が発生した際も同様とする。
- (5) 仕様書に定めていない事項については、発注者と受注者による協議の上、定めるものとする。